

生衛ひろしま

公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター
〒730-0856
広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル
TEL 082-532-1200
FAX 082-532-2210
URL <https://www.seiei-hiroshima.jp/>

【今回の紙面】

令和3年度事業計画（指導センター）	1
栄えある叙勲の受章	2
役員等執行体制（指導センター）	2
指導センターからのお知らせ	3
営業相談室の開設	
クリーニング師研修会・業務従事者講習会の開催	
経営特別相談員研修会の開催	
生衛組合だより	4
組合加入の呼びかけ	4
せいえいくん	4
経営特別相談員名簿	5
Sマーク（標準営業約款登録）	6
社会保険労務士・中小企業診断士による無料相談のご案内	6
日本政策金融公庫からのお知らせ	7
広島県からのお知らせ	8
広島県生活衛生関係担当窓口	8

■(公財) 広島県生活衛生営業指導センター 令和3年度 事業計画

令和3年3月に開催された、理事会、評議員会において、令和3年度の事業計画等が可決承認されました。

営業者の高齢化、後継者育成、組合への新規加入の促進などの課題がある中、今年度も、組合の運営基盤強化やネットワークの拡充を図るための「生活衛生同業組合活動推進月間」事業に積極的な事業協力を行うなど、生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持・向上をさらに図るために、各種の生衛業振興事業を積極的に推進いたします。

1 相談事業

- (1) 融資相談等：営業相談室の開設
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 広報事業：生衛ひろしま（年2回発行）

2 情報化整備事業

- (1) ホームページの運営、情報提供
- (2) 各種名簿等の管理（クリーニング師名簿、標準営業約款登録台帳など）

3 後継者育成支援事業

- (1) 生衛業インターンシップ事業
- (2) イベントインターンシップ事業

4 健康・福祉対策推進事業

5 消費者コールセンター事業

- (1) 苦情相談等

6 技術研修講習事業

- (1) 生衛組合の人材育成、技術研修

7 標準営業約款登録事業

- (1) 理容、美容、クリーニング等の登録
- (2) 加入促進、利用者等への広報活動

8 クリーニング師等研修事業

- (1) クリーニング師研修（広島、福山）
- (2) 業務従事者講習（通信講習）

9 調査業務等受託事業

10 衛生水準確保・向上事業

- (1) 衛生水準確保・向上事業推進会議
- (2) 広報事業
- (3) 店舗情報提供

■ 栄えある叙勲の受章

◆ 令和 3 年 春の叙勲

旭日双光章

滝村 勝博

広島県喫茶飲食生活衛生同業組合 理事長
(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会 副会長



■ (公財) 広島県生活衛生営業指導センター 役員等執行体制

(理事・監事)

役職名	氏名	所属組合・役職
理事長 (代表理事)	今井 誠則	料理業生活衛生同業組合 (理事長)
副理事長	三住 武	理容 〃 (理事長)
〃	新長 謙三	食肉 〃 (理事長)
専務理事 (業務執行理事)	荒川 勇	生活衛生営業指導センター (専務理事)
理事	佐々木克己	社交飲食生活衛生同業組合 (理事長)
〃	滝村 勝博	喫茶飲食 〃 (理事長)
〃	森脇 幸也	食鳥肉販売業 〃 (理事長)
〃	藤本 勇次	興行 〃 (理事長)
〃	千玉 敏之	飲食業 〃 (理事長)
〃	山本 拓治	美容業 〃 (理事長)
〃	面迫 博文	クリーニング 〃 (理事長)
〃	下井田繁喜	公衆浴場業 〃 (理事長)
〃	高田 秀穂	ホテル旅館 〃 (理事長)
〃	伊木 剛二	広島商工会議所 (事務局長)
〃	長谷川信男	広島県商工会連合会 (専務理事)
監事	杉野 龍一	料理業生活衛生同業組合 (事務局長)
〃	貝原 英伸	美容業 〃 (理事)
〃	多田 誠	多田総合会計事務所

(評議員)

氏名	所属組合・役職
阿部 正樹	日本政策金融公庫広島支店 (支店長)
清水 敏宏	興行生活衛生同業組合 (理事)
政木 孝一	クリーニング 〃 (副理事長)
岡本 幸蔵	理容 〃 (副理事長)
本森 紀昭	美容業 〃 (理事)
加藤 龍馬	公衆浴場業 〃 (理事)
藤田 浩司	ホテル旅館 〃 (広島市理事)
天野 正浩	食肉 〃 (副理事長)
大前 晋男	飲食業 〃 (副理事長)
田中 成雄	料理業 〃 (組合員)
大串 修二	社交飲食 〃 (専務理事)
茶木 武臣	喫茶飲食 〃 (副理事長)
河村 和弘	食鳥肉販売業 〃 (組合員)

【退任のお知らせ】

木村龍史理事様
(広島県ホテル旅館組合)
石井正朗理事様
(広島県商工会連合会)
が退任されました。
長い間お世話になりました。

■ 指導センターからのお知らせ

◎ 生活衛生関係営業者の相談窓口「営業相談室」の開設

指導センターの経営指導員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。相談は無料です。

開 設 場 所			開 設 日 時	
福山市生涯学習プラザ	小会議室 2	福 山 市	7 月 14 日(水)	13:00 ~ 15:00
しまなみ交流館	会議室 2	尾 道 市	7 月 21 日(水)	
東広島市芸術文化ホールくらら	会議室 2	東広島市	8 月 4 日(水)	
廿日市市商工保健会館	第 2 小会議室	廿日市市	8 月 25 日(水)	
三次十日市きんさいセンター	講座室 3	三 次 市	9 月 8 日(水)	
大竹商工会議所	1 階相談室	大 竹 市	9 月 29 日(水)	
イマトスペース	4 F IMATO	三 原 市	10 月 6 日(水)	
府中市文化センター	会議室 1	府 中 市	10 月 20 日(水)	
呉市きんろうプラザ	第 2 小会議室	呉 市	11 月 10 日(水)	
福山市生涯学習プラザ	小会議室 4	福 山 市	11 月 24 日(水)	
生活衛生営業指導センター	環衛ビル 8 階	広 島 市	月～金曜日 (除休祝日)	9:00 ~ 17:00

◎ クリーニング師研修会・業務従事者講習会の開催

クリーニング師及びクリーニング業務従事者は、3 年を超えない期間ごとに 1 回の研修等の受講が「クリーニング業法」で義務付けられています。

本年度の受講対象者は、平成 30 年度以前に研修等を受講された方と、これまでに受講されていない方です。

受講の対象となっている方は、積極的に受講してください。

① クリーニング師研修

開 催 日	会 場	
令和 3 年 10 月 31 日(日)	福山市	福山市生涯学習プラザ
令和 3 年 11 月 18 日(木)	広島市	広島県環衛ビル 9 階大会議室
令和 4 年 1 月 30 日(日)	広島市	広島県環衛ビル 9 階大会議室

※研修時間：13 時～ 17 時

※受講対象者には、10 月初め頃に開催案内、申込書を送付する予定です。**開催日の 15 日前まで申込みができます。**



令和 3 年 1 月 31 日(日) 広島会場

② 業務従事者講習

講習は通信教育です。

申込期間は令和 3 年 10 月 1 日～ 11 月 30 日まで

◎ 経営特別相談員研修会の開催

次の日程により研修会を開催します。

(株)日本政策金融公庫から衛経貸付制度を中心に、生活衛生融資全般の留意事項のお話などを予定しています。

是非ご参加ください。

区 分	広島会場	福山会場
開催日時	8 月 23 日(月) 13:00 ~ 17:00	9 月 6 日(月) 13:00 ~ 17:00
開催場所	ホテルセンチュリー 21 広島	県民文化センター ふくやま

■ 生衛組合だより

公衆浴場業組合

☆ひろしま・い〜お湯・スタンプラリー☆
期間：令和3年5月～4年3月

☆季節ごとにイベントを
やっていますよ!

☆ 銭湯でほっこり
リフレッシュ!

☆スタンプ集めて
入浴券をゲット!



美容業組合

☆キャリア学習授業を実施しました
(R3.1.18)

- ・三次市立吉舎中学校の2年生を対象にキャリア学習授業を実施しました
- ・授業では、青年部3人の美容師さんが国家資格である美容師になるための実技展示や美容師の活動、役割などを伝えました
- ・これをきっかけに一人でも多くの美容師の誕生を期待します



■ 組合加入のメリットをPRし、組織の強化と生衛業の振興発展のために生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく組合であり、組合に加入すると、次のようなメリットがあります。

- ①日本公庫の有利な融資（低金利、融資限度額、貸付期間等）
- ②研修会・講習会への参加による技能の向上、知識の習得
- ③各種共済、保険制度への加入
- ④行政や業界の情報を迅速に入手
- ⑤カラオケ・クレジット料金などの割引・優遇



■ せいえいくん

(一社)広島県生活衛生同業組合連合会
オリジナルの共済制度 **大好評**

せいえいくん



■お申し込み・お問い合わせは

- (一社)広島県生活衛生同業組合連合会
- 各生活衛生同業組合

■共済引受組合

つながる力で、安心と成長を
広島県共済

(広島県認可)
広島県中小企業共済協同組合
〒750-0048 広島県中野町御幸4-47
http://www.kyosai.or.jp

広島県共済組合本部 電話 0120-708030

シニア型 共済掛金 [月々] **3,200円**
新規加入年齢 / 満60歳～満75歳
(満85歳まで継続可能)

シニア世代の医療保障に 重点をおいた共済制度!

- 緩和型の健康告知! ●がん入院は上乗せ給付
- 公的保険では対象とならないがん先進医療をお支払い!

■ 経営特別相談員名簿

所属組合等	所属支部	特相員氏名	電話番号
飲 食 業	海田支部	三浦 裕豊	082-823-3311
飲 食 業	広島市中央支部	木村美智江	082-248-3424
飲 食 業	広島市中央支部	佐古 純一	082-243-1148
飲 食 業	広島市支部	玉井 一夫	082-261-2901
飲 食 業	広島市支部	村竹 真一	082-555-2130
飲 食 業	広島市支部事務局	坂田 日和	082-231-1222
飲 食 業	安佐南支部	藤竹 康雄	082-875-4123
飲 食 業	安佐南支部	吉岡 一司	082-879-1860
飲 食 業	安佐南支部	曾根 振貴	082-929-3335
飲 食 業	五日市支部	井上 理	082-942-4450
飲 食 業	大野支部	岡本 侑士	0829-56-0361
飲 食 業	佐北旅飲支部	吉山 允	0829-74-0105
飲 食 業	三原支部	半田 圭三	0848-62-3865
飲 食 業	竹原支部	丹下 忠雄	0846-22-0633
飲 食 業	瀬戸田支部	筒井 信	0845-27-2221
飲 食 業	尾道飲食支部	萩原 功	0848-37-3732
飲 食 業	尾道飲食支部	青澤 忠純	0848-51-6600
飲 食 業	世羅支部	大谷 敏朗	0847-22-0322
飲 食 業	福山飲食支部	有本 靖朗	084-923-4671
飲 食 業	福山飲食支部	鈴木 宏泰	084-928-8654
飲 食 業	福山飲食支部事務局	古藤 明美	084-954-7917
飲 食 業	福山料飲支部	豊田 健路	084-931-8888
飲 食 業	福山料飲支部	有安 英雄	084-922-4545
飲 食 業	福山料飲支部	山本智恵志	084-924-5368
飲 食 業	庄原支部	安部 隆弘	0824-73-1800
飲 食 業	三次支部	若林 昭文	0824-62-0472
飲 食 業	千代田支部	藤本 隆幸	0826-72-2034
飲 食 業	事務局	中曾みどり	082-293-7845
喫茶飲食	広島支部	茶木 武臣	082-273-1225
喫茶飲食	尾道支部	大谷 治	0848-37-2905
喫茶飲食	府中支部	内田 堅造	0847-45-2889
喫茶飲食	福山支部事務局	瀬戸 悦子	084-953-0017
クリーニング	広島西支部	島本 弘之	082-899-5625
クリーニング	広島安佐南支部	延田 賢治	082-877-0166
クリーニング	福山支部	宇田 尚生	084-956-0152
クリーニング	事務局	岡平 典子	082-234-1755
公衆浴場業	広島支部	加藤 龍馬	082-231-4478
食 肉	事務局	菅原 泰治	082-291-0122
食鳥肉販売業	広島支部	広瀬 仁志	0823-24-2740
食鳥肉販売業	福山支部	川崎 誠	084-951-0301
社 交 飲 食	広島市支部	新見 亮二	082-247-3910
社 交 飲 食	広島市支部	大串 修二	082-545-5529
社 交 飲 食	広島市支部	原田 幸雄	082-542-0067
社 交 飲 食	呉スタンドバー支部	河野 好美	0823-22-2350
社 交 飲 食	呉スタンドバー支部	川西 清司	0823-23-4690

所属組合等	所属支部	特相員氏名	電話番号
社 交 飲 食	呉スタンドバー支部	桂谷 武志	0823-21-7913
社 交 飲 食	呉スタンドバー支部	井上 清美	0823-23-1953
社 交 飲 食	呉社交支部	中川 和之	0823-22-8035
社 交 飲 食	呉社交支部	堀越 学	0823-21-8022
社 交 飲 食	府中支部	小森 早苗	0847-45-8978
社 交 飲 食	事務局	静村 昭	082-293-7907
美 容 業	広島中支部	本森 紀昭	082-246-7652
美 容 業	佐伯支部	貝原 英伸	082-943-8310
美 容 業	竹原支部	入川 太	0846-22-9399
美 容 業	府中支部	河村智恵美	0847-52-4563
美 容 業	福山支部	佐久間眞男	084-932-1259
美 容 業	三次支部	紙本 修	0824-62-0561
美 容 業	東広島支部	西野 智也	082-421-0921
美 容 業	事務局	武田 愛美	082-296-2220
理 容	広島東支部	西本 孝栄	082-221-2778
理 容	広島東支部	相原 和浩	082-241-7807
理 容	広島西支部	山崎 賢治	082-232-3635
理 容	広島西支部	善倉 政成	082-503-3231
理 容	広島南支部	花本 茂喜	082-251-8953
理 容	広島南支部	内藤 伸幸	082-282-4284
理 容	広島北支部	若山 芳之	082-875-3258
理 容	広島北支部	白本 正彦	082-835-3733
理 容	呉東支部	渡部 義美	0823-72-2679
理 容	呉東支部	宮本 和哉	0823-72-5335
理 容	呉西支部	北島 政宏	0823-28-0551
理 容	尾道支部	松田 勝美	0848-48-2639
理 容	尾道支部	竹中 浩一	0848-46-3444
理 容	福山支部	上村 泰正	084-921-4903
理 容	竹原支部	吉井 隆二	0846-22-0464
理 容	三次支部	漆原 哲男	0824-64-3210
理 容	庄原支部	戸田恵美子	0824-72-3766
理 容	廿日市支部	川村 哲司	082-928-8538
理 容	安芸支部	児玉 勇二	082-282-1886
理 容	安芸支部	岡本 幸蔵	082-894-8310
理 容	江能支部	平木 龍彦	0823-45-2190
理 容	三原支部	岡本 真吾	0848-64-0859
理 容	因島支部	宮地 正	0845-24-0224
理 容	事務局	平井 恵子	082-296-1001
料 理 業	東広島支部	藤田 寛治	0846-45-2705
料 理 業	事務局	平山 克教	082-244-1149
ホテル旅館	広島支部	原 昌嗣	082-262-2181
ホテル旅館	呉支部	中田 芳治	0823-21-4555
ホテル旅館	三原支部	榎本 邦孝	0848-62-1212
ホテル旅館	福山支部	坂本 省三	084-921-5630

(令和 3 年 7 月 1 日現在)

■ S マーク (標準営業約款登録) について

- 「S マーク」は、消費者の皆様にご利用いただくときの安全・安心の目印です。
- 厚生労働大臣の約款に従って、安全・安心・清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。
- 登録の対象となるお店は、理容店・美容店・クリーニング店・飲食店です。
- **理容店・美容店・クリーニング店・飲食店の皆さん！！**
消費者のお店選びの目安となる「S マーク」制度に登録し、安心と信頼のお店になりましょう。



区 分	手 数 料	標 識 代 等	計
新 規 登 録 (3 年 有 効)	6,600 円	3,300 円	9,900 円
再 登 録 (5 年 有 効)	2,360 円	1,300 円	3,660 円

◀ スポット放送のフレーズ ▶

- ・ S マークって何 ?
- ・ S マークのあるお店は、
厚生労働大臣が認めた
安全・安心・清潔なお店です。
- ・ 理容、美容、クリーニング、飲食店は
選んで安心、S マークのお店。
- ・ 広島県生活衛生営業指導センターからの
お知らせでした。

< S マーク登録促進月間 (R3.11) の取組予定 >

- リーフレットの掲示 (広島県, 市町, 各保健所)
- ホームページへの掲載 (広島県, 市町)
- 広報誌への掲載 (市町)
- スポット放送 (RCCラジオ)

■ 社会保険労務士・中小企業診断士による無料相談のご案内

◎ (公財) 広島県生活衛生営業指導センターでは、生活衛生営業の皆様へ社会保険労務士・中小企業診断士による相談事業を次のとおり実施しています。

- ・ 「雇用調整助成金」など各種助成金等の申請についてお困りではありませんか？
- ・ 各種助成金等の相談に社会保険労務士・中小企業診断士が無料で応じます。
- ・ 会場を設けての相談又はご希望の状況によっては、お店に社会保険労務士・中小企業診断士を派遣することも可能です。
- ・ ご相談がある方は、まずは、当指導センターにご連絡ください。

指導センター TEL 082-532-1200
FAX 082-532-2210

■ 日本政策金融公庫からのお知らせ

振興事業貸付 概要

ご利用 いただける方	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方： i: 飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、 食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業 ii: クリーニング業 iii: 興行場営業、旅館業(注 1) iv: 一般公衆浴場業	
資金の お使いみち	設備資金	運転資金
ご融資額	i: 1 億 5,000 万円以内 ii: 3 億円以内 iii: 7 億 2,000 万円以内 iv: 1 億 5,000 万円以内(一般貸付とは別枠)	全業種: 5,700 万円以内
ご返済期間	20 年以内(うち据置期間 2 年以内)(注 2)	7 年以内(うち据置期間 2 年以内)
利率(年)	基準利率、特別利率 A・B・C・J・Q	基準利率、特別利率 A・B・Q
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます	

(注 1) 旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊)および国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民泊)については、生活衛生貸付の対象外となります。

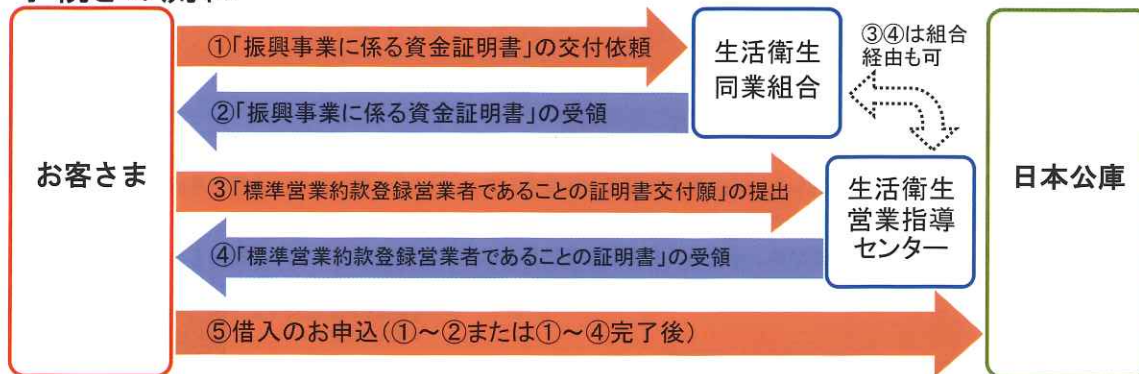
(注 2) 訪日外国人旅行者(インバウンド)対応に必要な設備資金であって、店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものについては、30 年以内。

※ 振興事業貸付を特別な利率でご利用いただいている方が生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な利率を通常適用する利率に変更させていただくことがあります。

※ お使いみち、ご返済期間または担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

手続きの流れ



※①: 一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方は、「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金の場合は、裏面の「生産性向上に係る事業計画書」を含みます。)の写しもあわせて交付依頼してください。

※②: 一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を依頼した場合は、「事業計画書」も受領します。

※③④: 標準営業約款登録業者の方に限ります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル
(行こうよ! 公庫)
0120-154-505
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

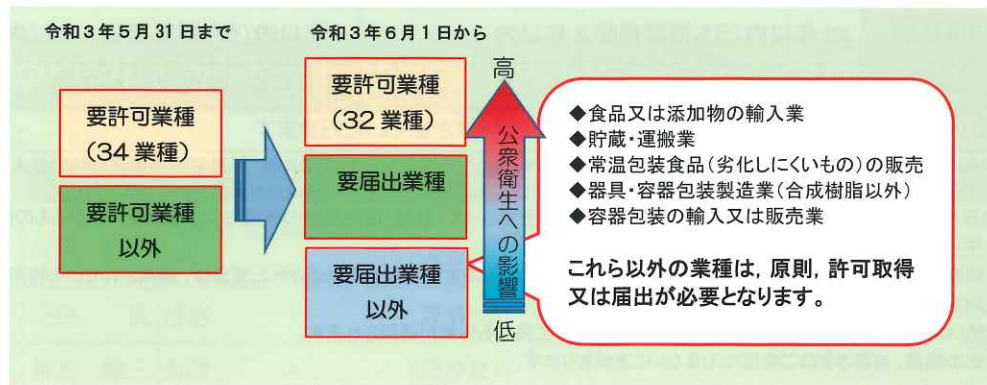


■ 広島県からののお知らせ

広島県からののお知らせ

平成 30 年 6 月に改正された食品衛生法が令和 3 年 6 月 1 日に完全施行されました！

- ㊦ 食品に関する営業許可・届出制度が変わります。
- ㊦ 営業許可に加え、届出制度が創設されました。
- ㊦ 食品を取扱う営業を行う場合、これまで手続き不要であったものでも、食品衛生法に基づく営業届の提出が必要となる場合があります。
(例えば、野菜果物の販売や弁当販売、米穀類の販売なども営業届の対象となり、令和 3 年 11 月 30 日までに届出が必要です。)



- ※ 食品の取扱いがある場合には、営業所所在地の管轄保健所に確認してください。
- ※ 広島市、呉市、福山市の方は、各市の保健所に確認してください。

食品衛生申請等システムの運用開始について

厚生労働省が運用を開始した「食品衛生申請等システム」により、インターネット上で営業の届出を行うことが可能になりました！（紙様式での届出も可能です。）

インターネット上での届出は、以下の「食品衛生申請等システム」にアクセスをして行ってください。

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

食品衛生申請等システム
事業者申請用サイト



食品衛生申請等システムによる営業届の手順

- ① 初めて食品衛生申請システムを利用するときに、アカウントを作成（法人の場合は、法人番号等の情報をお手元に御用意ください。）
- ② 営業届の入力（複数の営業届出業種を営んでいる場合でも、届出は代表的な 1 業種となります。）※
- ③ 管轄保健所に営業届が届く
- ④ 管轄保健所により内容の確認を受け、届出終了

※届出の業種等で不明な点は管轄の保健所までお問合せください。

■ 広島県生活衛生関係担当窓口

健康福祉局 局長 木下 栄作
食品生活衛生課 課長 菊池 和子

生活衛生グループ

主 査 中川 裕将
主 査 有友亜沙美
技 師 金本 大地(新)
会計年度任用職員 宮脇 弘幸
会計年度任用職員 永田 猛
会計年度任用職員 前田美由紀